

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【71】

2. 日時：令和4年1月28日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。本日の嶋 2 号機設工認のヒアリングを開始したいと思います。では中国電力の方から資料の説明をお願いいたします。
0:00:13	中国電力の鷹野です。
0:00:15	初めに、本日の資料について確認させていただきます。
0:00:20	全部で 6 年ございまして、
0:00:22	まず一つ目に、資料番号 NS に岡 02 号、甲斐 1、
0:00:29	二つ目に NS2.3。
0:00:32	001-05。
0:00:35	三つ目に、
0:00:36	NS2.3-001-05、括弧費。
0:00:43	四つ目に、NS2.3-001-06。
0:00:49	五つ目に NS2.3-001-06、括弧費。
0:00:56	六つ目に、
0:00:57	NS にも、
0:00:59	-028 となります。
0:01:02	資料はお手元におそろいでしょうか。
0:01:06	はい結構です。
0:01:12	中国電力の鷹野です。ありがとうございます。それでは本日の資料についてご説明をさせていただきます。
0:01:19	まず、本日の提出資料について、第 1 回補正提出時から、記載の適正化を実施した箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:01:29	NS2 他、025 階 1 をご覧ください。
0:01:42	No.12 からナンバー 17 までが、
0:01:48	今回適正化を実施した箇所となります。
0:01:53	No.12 につきましては、
0:01:57	本文の記載の適正化に伴いページ番号を変更いたしました。
0:02:02	次、続きましてナンバー 13 につきましては、
0:02:08	技術基準規則の解釈について、項番の誤りがありましたので、修正をしております。
0:02:15	続いてナンバー 14 につきましては、
0:02:18	原子炉格納容器の強度評価に用いる適用規格について記載を追加いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	段落の最後の文章、長期を除いたものについては、設計建設規格に基づき評価を実施するが追加になってございまして、文章の追加に伴いまして、元の記載の接続詞を一部修正をしております。
0:02:40	また、
0:02:41	へえ。
0:02:43	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書において、設計建設規格を参考として評価していると記載をしておりましたが、説明書側の記載に合わせて準用して、に合わせて適正化を行っております。
0:03:00	続いてナンバー15につきましては、資料の図 2-1 の注記の 1 について、
0:03:08	同等性を示す方法による評価及び検定水圧試験による評価に関する記載を追加いたしました。
0:03:16	ナンバー16 につきましては、クラス 1 容器の規定を参考して評価する場合の考え方について記載を追加いたしました。
0:03:27	ナンバー17 につきましては、No.14 と同様に、
0:03:31	原子炉格納容器の強度評価に用いる適用規格について記載を追加いたしました。
0:03:37	修正箇所の説明については以上です。
0:03:43	続きまして、資料番号NS2.300105、括弧費。
0:03:50	この比較表を用いまして、6-3-1-5、重大事故等クラス 2 機器及び、
0:03:57	重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算の基本方針について説明をさせていただきます。
0:04:06	初めに 4 ページをご覧ください。
0:04:10	一つ目の相違です。
0:04:12	技術基準規則解釈の改正により項番が変更となっているため、申請年度の相違としております。
0:04:20	二つ目の相違です。
0:04:21	島根 2 号機では、昭和 55 年の告示第 501 号を適用しているため、適用規格の相違としております。
0:04:29	以降本相違を①の相違とします。
0:04:34	三つ目の相違は、適用規格の相違のため、①の相違としております。
0:04:40	4 ページの総医研については以上となります。
0:04:45	続いて 5 ページをご覧ください。
0:04:49	5 ページでの総意としては、島根 2 号機では、安全側の規格による評価を実施しているため、
0:04:56	設計方針の相違としております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	続いて 6 ページをご覧ください。
0:05:04	一つ目の層位は炉型の相違になります。
0:05:07	二つ目の相違です。
0:05:09	島根 2 号機では、既工認及び原子炉格納容器の設計条件に関する説明書の引用について、
0:05:16	本資料で示す方針としているため、記載方針の相違としています。
0:05:23	三つ目の相違です。
0:05:25	島根 2 号機では、設計建設規格を用いて、原子炉格納容器の強度評価を実施していることから、評価方針の相違としています。
0:05:34	以降本層位を、②の相違とします。
0:05:38	6 ページの相違点については以上となります。
0:05:42	続いて 7 ページをご覧ください。
0:05:46	7 ページでの総意としては炉型の層位のみとなります。
0:05:50	続いて 8 ページをご覧ください。
0:05:54	スペースの総意としては、評価対象となる設備の相違でございます、
0:05:59	島根 2 号機では、検定水圧試験を用いた評価を実施している設備があることから、設備の相違としております。
0:06:07	続いて 9 ページをご覧ください。
0:06:11	9 ページでの総意としては、適用規格の年度による相違でございます、
0:06:16	告示の適用年度により機器のクラス分類の名称が異なることから、適用規格の相違としております。
0:06:24	以降本層位を、③の相違とします。
0:06:28	9 ページの相違点については以上となります。
0:06:31	続いて 10 ページをご覧ください。
0:06:34	一つ目の相違です。
0:06:36	島根 2 号機では、検定水圧試験を用いた評価を実施している設備があることから、設備の相違としております。
0:06:44	二つ目の相違です。
0:06:46	島根 2 号機では、すでに実施された評価結果の確認を行う機器はないことから、設備の相違としております。
0:06:54	10 ページの相違点については以上となります。
0:06:58	続いて 11 ページは相違がございませんので、殊、12 ページをご覧ください。
0:07:07	一つ目の層位は適用規格の相違のため、①の相違としております。
0:07:13	二つ目の相違は島根 2 号機では、クラスアップ、または条件アップに伴い評価を実施している機器があるため、設備の相違としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:23	12 ページの相違点については以上となります。
0:07:28	続いて 13 ページをご覧ください。
0:07:33	一つ目の相違です。
0:07:37	島根 2 号機の容器の評価に関する項目の相違は、
0:07:41	平板の板厚計算における係数のみであることから、設備の相違としております。
0:07:49	二つ目の相違です。
0:07:51	島根 2 号機能評価対象設備に関わる評価項目については、
0:07:56	設計建設規格等告示第 501 号の間に差異はないため、設備の相違としております。
0:08:03	三つ目の相違です。
0:08:05	島根 2 号機のポンプの評価に関する項目の相違は、
0:08:10	ケーシング各部形状の規定及び宇津町ポンプ分布、
0:08:15	及び往復ポンプのケーシングカバーの厚さ計算における係数のみであることから設備の相違としております。
0:08:23	13 ページの相違点については以上となります。
0:08:28	続いて 14 ページをご覧ください。
0:08:31	一つ目の相違です。
0:08:33	島根 2 号機では、代表例を記載していることから、記載方針の相違としております。
0:08:40	以降奔走よ④の宗糸井いたします。
0:08:44	二つ目の層位です。
0:08:47	島根 2 号機の評価対象設備に関わる評価項目に、
0:08:53	失礼しました。二つ目の相違ですが、島根 2 号機では許容値であるT値の計算結果を記載しておりまして、また代表として制御棒駆動水圧系の計算結果について記載をしていることから、記載方針の相違としております。
0:09:09	三つ目の相違は、記載方針の相違のため、④の相違としております。
0:09:15	14 ページの相違点については以上となります。
0:09:19	続いて 15 ページは相違がございませんので、続きまして 16 ページをご覧ください。
0:09:27	16 ページでの総意としては、記載方針の相違のため、③の相違としております。
0:09:34	続いて 17 ページをご覧ください。
0:09:38	17 ページの総意としては、記載方針の相違のため、③の相違としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	続いて 18 ページから 21 ページは相違がございませんので、22 ページをご覧ください。
0:09:56	22 ページでの総意としては、記載方針のす記載方針に関する総意でございます、島根 2 号機では、
0:10:05	クラス 3 ポンプの規定を準用した、縦型ポンプの評価を行う時の判断基準について記載をしているため、記載方針の相違としております。
0:10:15	続いて 23 ページと 24 ページは相違がございませんので、
0:10:19	25 ページをご覧ください。
0:10:24	25 ページでの総意としては、記載方針に関する相違でございます、
0:10:29	クラス 1 容器の規定を参考とした評価については、島根 2 号機では対象設備がないものの、基本方針を示す仕様として記載していることから、記載方針の相違としております。
0:10:43	続いて 26 ページでは相違がございませんので、27 ページをご覧ください。
0:10:52	27 ページの層位は、
0:10:54	重大事故等クラス 2 機器であって、クラス 1 機器の評価条件に関する表、相違でございます、
0:11:01	島根 2 号機では、より保守的な評価として、設計建設規格と告示第 501 号のうち、安全側の規格による評価としていることから、評価条件の相違としております。
0:11:13	続いて 28 ページではそういうことありませんので、
0:11:17	29 ページをご覧ください。
0:11:22	一つ目と二つ目の層位は、炉型の層位になります。
0:11:27	三つ目の相違は、適用規格の相違のため、②の相違としております。
0:11:34	四つめの相違です。
0:11:36	島根 2 号機では、使用圧力及び使用温度を上回る条件に対して評価を実施しているため、評価方針の相違としております。
0:11:46	五つ目の相違は、適用規格の相違のため、②の相違としております。
0:11:52	29 ページの相違点については以上となります。
0:11:56	続いて、30 ページをご覧ください。
0:12:00	30 ページの層位は、炉型の層位のみとなります。
0:12:05	続いて 31 ページをご覧ください。
0:12:09	一つ目の相違は、適用規格の相違のため、②の相違としております。
0:12:15	二つ目の相違です。
0:12:17	島根 2 号機においては、原子炉格納容器が供用状態Dの許容応力を目安とした十分な裕度を有する設計としていることから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	設計方針の相違としております。
0:12:30	三つ目の層位は適用規格の相違のため②の相違としております。
0:12:36	四つめの相違です。
0:12:37	島根 2 号機では、さっきの評価を行う設備がないことから、設備の相違としております。
0:12:44	31 ページの相違点については以上となります。
0:12:48	続いて 32 ページから 36 ページは相違がございませんので、
0:12:52	続きまして 37 ページをご覧ください。
0:12:59	一つ目の造岩建設場所の相違になります。
0:13:04	二つ目の層位です。建設時に考慮する環境条件の相違によることから、設計方針の相違としております。
0:13:13	三つ目の層についても、建設場所の相違になります。
0:13:18	37 ページの相違点については以上となりまして、本資料の説明については以上となります。
0:13:27	続きまして、資料番号NS2.300106。
0:13:34	括弧費の比較表を用いまして、
0:13:37	6-3-1-6、重大事故等クラス 3 機器の共同計算の基本方針について説明をさせていただきます。
0:13:46	初めに 3 ページをご覧ください。
0:13:52	3 ページでの総意としては、評価対象となる設備の相違でございまして、
0:13:57	島根 2 号機は設計建設規格により設計を行う管があることから、設備の相違としております。
0:14:05	続いて 4 ページをご覧ください。
0:14:09	4 ページでの総意としては、記載方針に関する層理でございまして、
0:14:14	島根 2 号機では、必要条件が一般産業品としての評価条件を超える機器はないものの、方針を示すために記載をしていることから、記載方針の相違としております。
0:14:25	本資料の説明については以上です。
0:14:31	続きまして、資料番号NS2。
0:14:35	028 の、
0:14:37	工事計画に関わる、補足説明資料。
0:14:41	各クラス機器の強度に関する説明書について説明をさせていただきます。
0:14:47	通し番号で 2 ページをご覧ください。
0:14:53	本資料は、各クラス機器の強度に関する説明書の補足説明資料となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:00	今回のヒアリングでは、SAクラス 2 機器及びSAクラス 3 機器に関する補足説明資料についてご説明をさせていただきます。
0:15:09	なお、本補足説明資料については、先行審査プラント等、同様の資料を作成をさせていただきます。
0:15:19	初めに、資料 6、重大事故等クラス 2 機器に用いられる、クラス 1 機器の事故時の強度評価についてについて説明をさせていただきます。
0:15:29	通し番号で 5 ページをご覧ください。
0:15:35	本資料は、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算の基本方針の中でご説明をさせていただいている。
0:15:45	重大事故等クラスに一基であって、クラス 1 機器の強度評価の方針について、
0:15:50	具体的な評価の方針についてまとめたものになります。
0:15:55	重大事故等クラス 2 機器であってクラス 1 機器とは、具体的に原子炉圧力容器及びクラス 1 管が該当いたしますけれども、
0:16:03	いずれも建設時工認において強度評価を実施していることから、
0:16:08	建設時の強度評価の内容が、
0:16:10	今回の重大事故時における評価条件を満足していることを確認しています。
0:16:16	ただし、クラス 1 館能力評価においては、建設時の内容を呼び込むことができないため、本申請の中で、応力計算を行う旨について、
0:16:27	本資料内で説明をさせていただきます。
0:16:31	資料 6、重大事故等クラスニッチに用いられるクラス 1 機器の事故時の強度評価についてとしては以上になります。
0:16:40	続いて資料 7、重大事故等クラス 2 管の疲労評価についてについて説明をさせていただきます。
0:16:47	通し番号で 14 ページをご覧ください。
0:16:54	本資料は今後ご説明させていただく予定の、重大事故等クラス 2 管の強度計算方法において、重大事故等クラス 2 管の疲労評価を省略させていただく予定であることから、
0:17:06	その妥当性について説明をするものになります。
0:17:10	重大事故等クラス 2 管の強度計算は、設計建設規格のクラス 2 管に関する規定及び、
0:17:16	告示第 501 号の第三種主幹に関する規定を、
0:17:21	準用し評価を行う予定ですが、
0:17:23	その中では疲労による破壊の防止に関する規定がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	一方で、運転状態 3 及び運転状態 4 のような異常な運転状態においては、その発生回数が、事象の発生回数が非常に少ないことから、
0:17:38	疲労評価は不要と整理されております。
0:17:43	ここで、重大事故等事象は、上記の疲労評価が不要とされている事象よりさらに発生する回数が少ないことから、同様に疲労評価を省略させていただく旨を資料には記載をさせていただいております。
0:17:56	資料 7、重大事故等クラス 2 管の疲労評価について、としては以上になります。
0:18:03	続いて資料 8、重大事故等クラス 2 機器におけるクラス 2 機器の規定によらない場合の評価について説明をさせていただきます。
0:18:13	通し番号で 18 ページをご覧ください。
0:18:22	本資料は、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算の基本方針の資料の中でご説明をさせていただいている。
0:18:32	クラス 2 機器の規定によらない場合の評価に関して、補足説明を行うものになります。
0:18:38	1 ポツの表の中では、
0:18:41	クラス 2 機器の規定以外の手法で評価を行う設備及び用いる評価式等について説明を行っております。
0:18:49	続いて 20 ページをご覧ください。
0:18:54	2 ポツの内容ですけれども、こちらの内容は共同計算の基本方針の資料中に記載した内容と同様の記載を示しております。
0:19:04	資料 8、重大事故等クラス 2 機器におけるクラス 2 機器の規定によらない場合の評価としては以上になります。
0:19:13	続いて資料 9、
0:19:16	重大事故等クラス 2 号機のうち、
0:19:19	楕円形マンホールの厚さ計算に適用する評価手法の妥当性についてについて説明をさせていただきます。
0:19:27	通し番号で 33 ページをご覧ください。
0:19:37	非常用ディーゼル発電設備の空気駄目、及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気駄目のうち、楕円形マンホールの板厚計算に時数。
0:19:48	実の B-8201 を適用することの妥当性について説明をするものになります。
0:19:55	告示第 501 号の質疑応答集においては、連系マンホールの板厚計算に実の B-8201 を適用することの妥当性について示されていることから、
0:20:06	それに従い今回 JIS の B-8 にゼロイチで評価を行っている旨をご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	資料 9 重大事故等クラス 2 号機のうち、楕円形マンホールの厚さ計算に適用する評価手法の妥当性については以上になります。
0:20:23	続いて資料 10、重大事故等クラス 2 管のうち、伸縮継ぎ手の全伸縮量算出についてについて説明をさせていただきます。
0:20:33	通し番号で 39 ページをご覧ください。
0:20:39	本資料は、伸縮継ぎ手の基本板厚計算の中で、計算条件として用いている伸縮継ぎ手の全伸縮量についてその計算過程を説明するものになります。
0:20:51	本資料では、非常用化処理系の伸縮継ぎ手を代表として、計算過程を説明させていただきますいております。
0:20:58	資料 10 に重大事故等から角間持ち伸縮継ぎ手の全伸縮量算出について、としては以上になります。
0:21:08	続いて資料 11、容器の平板の穴の補強計算についてについて説明をさせていただきます。
0:21:15	通し番号で 44 ページをご覧ください。
0:21:22	資料は今後ご説明させていただく予定の重大事故等クラス 2 容器の強度計算方法のうち、平板の補強計算の考え方について補足説明をするものになります。
0:21:35	重大事故等クラス 2 容器の強度計算のうち、平板の補強計算においては、2 ポツの中の式補強に有効な総面積が、補強に必要な面積の 2 分の 1 を上回ることで評価を満足いたしますけれども、
0:21:50	その妥当性について、設計建設規格を用いて説明をさせていただきます。
0:21:56	資料 11、容器の平板 7 の補強計算についてとしては以上になります。
0:22:02	続いて資料 12、
0:22:05	空気ダムの座屈に関わる解析評価についてについて説明をさせていただきます。
0:22:11	通し番号で 48 ページをご覧ください。
0:22:16	本資料では、非常用ディーゼル発電設備の空気駄目、及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気駄目のうち、
0:22:24	楕円形マンホール管台の解析評価を行い、座屈に対して、評価上満足することを確認しています。
0:22:32	表 2-1 には、解析条件を示しております。
0:22:37	広いディーゼル発電設備の空気駄目及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の空気駄目は同一の形状となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:45	解析コードのnxNASTRANを使用し、座屈荷重係数及び座屈モードを確認しています。
0:22:52	続いて 49 ページでは、3 ポツに評価内容を記載しております。
0:22:58	ケース 1 として、開発のみを考慮したケース、ケース 2 として、外圧プラス軸力を考慮したケースの座屈荷重係数及び座屈モードを確認しています。
0:23:10	続いて、50 ページでは、4 ポツに解析結果を、
0:23:14	図 4-1 に座屈モードを記載しています。
0:23:19	続いて 51 ページでは、
0:23:21	表 4-1 に、座屈荷重係数を記載しています。
0:23:25	また、ポツに記載の通り、安全率 4 を考慮しても、各ケースに対して座屈に対して十分な裕度を有しております。
0:23:35	治療中に空気駄目の座屈に関わる解析評価については以上になります。
0:23:42	続いて資料 13、重大事故等クラス 3 機器の強度評価における耐圧試験を用いた裕度の考え方についてについて説明をさせていただきます。
0:23:53	通し番号で 54 ページをご覧ください。
0:23:58	この資料では、重大事故等クラス 3 機器の強度評価における最高使用圧力の 1.5 倍の耐圧試験を用いた裕度の考え方について記載をしております。
0:24:10	設計建設規格クラス 3 機器の設計競合力は、
0:24:14	降伏点に対して、8 分の 5 を基準としていることから、機器の最高使用圧力に対し、1.5 倍以上の圧力で耐圧試験を行い、
0:24:23	合格していることを確認することで、設計建設規格と同等の裕度を持った設計が行われていることが確認できます。
0:24:32	資料 13、重大事故等クラス 3 機器の強度評価における開発試験を用いた裕度の考え方についてとしては以上になります。
0:24:41	当社からの説明は以上です。
0:24:45	はい、ありがとうございます。
0:24:47	では、こちら規制庁から質問をお願いします。
0:24:56	はい、規制庁の宇田川です。
0:25:00	NS. 300106、括弧費の資料で確認です。
0:25:08	3 ページについて
0:25:14	重大事故等クラス 3 機器の構造及び強度のところ(1)間について
0:25:22	設計建設規格の規定を準用シート、ありますけれども、具体的に例えば、どのような感がありますでしょうか。
0:25:39	中国電力の鷹野です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:42	こちらの対象の配管についてはですね、緊急時対策所の換気空調系のうち、
0:25:48	要目表でいうと、フレキシブルチューブ接続工括弧下流側から建物加圧空気配管接続孔かっこ上流側が対象となります。
0:25:58	こちらの配管については、構成配管になりますので、他の構成配管と同じように、クラス3の規定を用いて強度評価を行っております。以上です。
0:26:09	はい。緊対所関係空調系の一部が該当するというので
0:26:15	今後説明いただければと思います。
0:26:18	最後ですけれども、補足説明資料、028 階 1 の、
0:26:25	41 ページ、お願いします。41 ページに、
0:26:30	伸縮継ぎ手の進出量、全伸縮量の算出し判断式が示されていますけれども、
0:26:39	この換算式は、どのように持ってきたものなんでしょうか。ちょっと出典について説明いただけますでしょうか。
0:26:51	中国電力の高野です。こちらの換算式についてですけれども、出展図書としては、デザインofパイピングシステムズ、ケログ社のは、
0:27:01	発行してる文献となっております。
0:27:04	これまでもですねこの当該文献に記載の換算式を使用しており、非常に大きな伸縮量にて共同計算を実施しております。
0:27:13	また、先行審査プラントでも、同様の式を用いて評価を行っているため、実績のある式というふうに認識をしております。以上です。
0:27:24	はい。昔出典の今出典について記載しておいていただきたいんですけどもいかがでしょうか。
0:27:36	中国電力の鷹野です。承知いたしました。補足説明資料の中で、そちらのですね出典に関する記載について追記をさせていただきます。以上です。
0:27:47	はい。それとですね、換算式の
0:27:52	記号のここあるんですけども。
0:27:56	BとNについて20と8を使っているんですけども、どのように使っているのか説明いただけますでしょうか。
0:28:18	中国電力の鷹野です。
0:28:20	ちょっとですねこちらのBとNの使い方について今即答ができませんので、補足説明資料に追記する形として
0:28:29	今後回答させていただければと思います。以上です。
0:28:33	はい。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:28:41	はい。では、他に。
0:28:57	規制庁のヤマウラですけど。
0:29:05	ちょっとお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:13	えっと
0:29:15	3 番目の資料、3 番目の資料っていうか、
0:29:21	NS2.300105 の、
0:29:25	非ですけど、
0:29:30	8 ページ目に
0:29:33	島根 2 号。
0:29:35	それでは検定水圧を、
0:29:38	検討水圧試験を用いた評価を実施して設、実施している設備があるということ ですけども。
0:29:46	これは、
0:29:48	検定水圧試験を用いて応力評価をしているということなんでしょうか。
0:29:55	ちょっと具体的に教えてください。
0:30:00	中国電力の高野です。検定水圧試験に関してですけども、告示第 501 号の 第 31 条、設計建設規格で須藤PVCの 3020 の中で、
0:30:14	第三種容器の構造について、規格計算または検定水圧試験によって評価を 行ってよいという旨が記載をされておりますので、
0:30:24	こちらの機器については、規格計算が難しい構造となっておりますので、検 定水圧試験によって、構造の妥当性を確認するというような設計となってい ます。以上です。
0:30:38	はい了解しましたけど検定水圧試験で応力、応力評価をしてるということによ ろしいんでしょうか。
0:30:47	中国電力の鷹野です。計算ではありませんけれども、強度評価、応力評価を、
0:30:53	水圧試験によって実施しているということになります。以上です。
0:30:59	はい。
0:31:02	ちょっと
0:31:04	能力評価なのか出向してるのかしてないのかちょっとよくわからなかったん ですけど、
0:31:11	うん。はい、わかりました。
0:31:14	それと、
0:31:17	先ほど宇田川から質問があった補足説明資料の、
0:31:23	通しの 41 ページの観覧しきいで、
0:31:31	XYというのがあって、加えての伸縮量というふうに書かれてるんですけども。
0:31:38	例えばよ、40 ページでは、
0:31:41	X、Xというの水平水平方向の伸縮。
0:31:47	量。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:48	は岩種垂直方向の伸縮量で、
0:31:52	この式を単純に見ると、
0:31:55	X×Iのように読めて、
0:31:59	例えばこの0×1.6でこれ0になっちゃうような気がするんですけど、この式の書き方についてちょっと説明をお願いいたします。
0:32:12	中国電力の高野です。こちらのxyというのは、あくまで機一つの記号として考えて記載をさせていただいておりました。
0:32:22	あって、X掛ける場合ですとご指摘の通り0になってしまうことになりますので、あくまでXとY水平糖水垂直の伸縮量をSRSSして、
0:32:34	求めた値をXYという一つの記号を用いて、この資料では説明をさせていただいております。以上です。
0:32:41	はい、了解いたしましたけどもそれはちょっとやっぱり、
0:32:45	書いといていただかないと誤解。
0:32:50	なんで、例えば、
0:32:51	飄々ー連し、
0:32:54	表1の一番下の方に、
0:32:56	XY伸縮量と書いてますけどもここに臭いと書くか。
0:33:01	式の方でちょっと注記をお願いしたいと思えますいかがでしょうか。
0:33:08	中国電力の高野です。ご指摘承知いたしました。xyのところはですね、わかりやすくなるように、記載を適正化させていただければと思います。以上です。
0:33:18	はい了解いたしました。私からは以上です。
0:33:25	はい、ありがとうございます。他に。
0:33:32	規制庁駅です。
0:33:37	記載に関するものが、どうもなんですけど。
0:33:44	すいません。3、
0:33:46	3番目の資料。
0:33:49	そうですね。NSD。
0:33:52	. 300105 カッコ比。
0:33:56	お願いします。
0:34:02	これも11ページで、
0:34:06	ぽIIの、
0:34:09	公式による評価のですね。
0:34:13	5行目ですね、物性値終わり下げ、
0:34:17	割下げ率、除してええと、
0:34:21	許容値を設定されていること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	ていう。
0:34:25	表現なんですけど、ちょっと今日、許容値を設定されているっていうのがちょっと日本語としていいのかなっていうのがちょっと。
0:34:35	疑問に思ったんですけどいかがでしょうか。
0:34:42	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。確かに日本語として少し適切かと言われると、
0:34:50	そうとも言えない部分もあるかと思しますので、こちらの記載については、適正化をさせていただければと思います。具体的には許容値を設定されている。
0:35:01	となっておりますけれども許容値が設定されているというふうに見直しを行いたいと思います。以上です。
0:35:08	規制庁植木ですお願いしますとあと 13 ページ。
0:35:12	ちょっとこれは質問なんですけど括弧B。
0:35:17	ポンプに関して、
0:35:23	最初のやつなんですけど。
0:35:31	評価項目としてケーシング各部形状の規定っていうことで、
0:35:40	ところ例の記載に関しては、
0:35:46	葛巻ポンプターボポンプまたは往復ポンプのっていう、
0:35:52	言葉は要らないのかちょっと
0:35:56	備考欄にちょっと説明がある、あつてちょっと見
0:36:03	内容をちょっと理解してないからかもしれないんですけども、ちょっとそこを説明お願いします。
0:36:16	中国電力のタカノ市町村お待ちください。
0:37:52	中国電力の高間です。こちらについて、
0:37:56	おっしゃる通り、対象のポンプの名称がないような記載となつてございましたので、こちらの記載については別途適正化を行いたいと思います。以上です。
0:38:06	規制庁大木ですお願いします。
0:38:09	それから 14 ページ。
0:38:13	なんですけど
0:38:16	これ、(エ)の弁。
0:38:18	そして設計建設規格トクチ 5015 の違い。
0:38:26	ということで、ちょっとこれも書き方なんですけど評価、左側の評価項目。
0:38:34	にTを出す式があつて、
0:38:40	結果的にこのTの値が、
0:38:43	設計建設規格は 6.4 で、
0:38:47	告示 5015 が 6.5 っていうことだと思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	この、この違いって、この式の中に出てくる。
0:38:58	PワンPⅡとか、
0:39:02	PHITSTワン。
0:39:04	塀の
0:39:07	違いによって、結果的にTTが変わるってということだと思んですけど、ちょっと今の記載だとですねそれがよくわからなくて、
0:39:19	わからないんですけど、ちょっと書き方をもう少し、
0:39:25	親切に書く必要があるんじゃないかなと思んですけど、いかがでしょうか。
0:39:34	中国電力の高間です。
0:39:37	おっしゃる通りですね記載の方針についてはですね、今回当社としては、計算結果としてのTの値を載せるということで作成をさせていただく。
0:39:49	行っておりましたけれども、
0:39:51	より詳細がわかるようにということで、
0:39:53	この計算過程のところに用いるPの値ですね、あと、TTの値についてもあわせて併記をすることで、資料の適正化を行わせていただければと思います。以上です。
0:40:08	規制庁日置です。お願いします。
0:40:13	とそれから、
0:40:16	補足説明資料。
0:40:19	んですけど、6番目の資料のNS2法、028回ゼロイチです。
0:40:29	これで、
0:40:38	まず6ページでですね、
0:40:48	これはちょっと質問なんですけど、2Bポツ。
0:40:52	の重大事故等クラス2管でありクラス1管の第2段落目。
0:40:59	記載なんですけど、これで、
0:41:02	SAクラス2館でクラス1か能力評価は建設時、
0:41:09	国G5015の評価がある、ある、ありますので、ただ3A4Aに変わり協力状態3S4Sとして、
0:41:23	A評価。
0:41:25	を実施して
0:41:28	いるため、機構の確認による評価を実施することが、
0:41:34	できないという記載なんですけど、ここもちょっと詳しく、
0:41:39	説明をお願いします。
0:41:44	中国電力の高野です。こちらについてですけれども、建設時工認の時にはですね、感応力計算書を提出していた時に、耐震の評価とあわせて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:57	説明をしていたということですね、それが許容力状態 3S4Sとして評価をしていたという記載になりますけれども、耐震評価とあわせて
0:42:07	評価を行っていましたので、今回
0:42:10	SAとしてのその機構任用ができるかという視点で考えたときに、その強度計算単応力、共同としての応力計算単体の結果が既工認にはないので、
0:42:22	今回改めて計算を行い説明をさせていただくという方針とさせていただいております。以上です。
0:42:29	規制庁日置です。内容は理解しました。
0:42:36	この説明で、ちょっとわかりにくいと思ったのはやっぱり協力状態 3A4Aにかわり 3S4Sとして評価を実施しているっていうのが、
0:42:46	ちょっと唐突にこれが出てくるので今説明されたようにですね。
0:42:52	耐震の評価。
0:42:55	年一緒にやってい。
0:42:59	いてで、それで 3 エス・エム・エスとして評価してるっていうそんあのところを少し付け加えてもらおうと、説明がわかるのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
0:43:14	承知いたしました。この段落について記載の充実を図らせていただければと思います。以上です。
0:43:21	成長域で存在します。
0:43:23	あと、
0:43:25	この対象で
0:43:28	表 3 の一位の中に対象機器として、SAクラス 2 管でクラス 1 管っていうのがあるんですけど。
0:43:38	部分っていうのは金島根は、なない。
0:43:44	対象となる弁はないということ、理解でよろしいでしょうか。ちょっと先行だとこのクラス。
0:43:50	間に加えてでも、対象として挙がっていたので島根は、
0:43:56	それがないということでよろしいでしょうか。
0:44:01	中国電力の鷹野です。ご認識の通りで、当社の弁につきましては、重大事故等クラス 2 であってクラス 1 の弁というのがございませんので、
0:44:12	今回、本資料の対象外とさせていただいております。以上です。
0:44:17	規制庁池戸はいわかりました。
0:44:21	あと 8 ページで、これ、本当に記載だけの恐縮なんですけど、一番右の表の一番右の温度欄のところですねこの一番右の欄、
0:44:37	だけ、最後のこの句読点の丸がないので、他

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	項目と合わせて、文章なのでマルをつけたほうがいいのかと思ったんですけど。
0:44:51	いかがでしょうか。
0:44:54	中国電力の鷹野です。大変失礼いたしました後、ご指摘の通り、資料修正をさせていただきます。以上です。
0:45:02	規制庁ご意見ご質問する。
0:45:06	それから、
0:45:09	通しの 30 ページ。
0:45:14	ん。
0:45:15	29 ページからですねと。
0:45:19	(4)クラス 1 容器の規定を適用または参考とした評価ってということで、29 ページにポツ公式に、
0:45:30	公式による表。
0:45:34	カット解析による評価の組み合わせ。
0:45:38	程度で、先行と同じ。
0:45:43	それがあって先行ではですね、30 ページのところに、次にBポツとして部ボルト能力計算っていうのが出てくるんですけど。
0:45:58	嶋根井はそれが無い理由を、
0:46:02	説明をお願いします。
0:46:08	中国電力の鷹野です。
0:46:12	ご指摘の通り先行そのような記載があったということは把握はしているんですけども、まず、当社としてはその対象となるようなボルトをAクラスに、
0:46:23	営農評価を満足しないような、Vという対象機器がないというのがまず大前提とあって、
0:46:29	記載をしていないと、このですね当時、資料作成当時にですね基本的には先行で使っていない、当社で適用していないものについても記載はしていたんですけども。
0:46:43	あくまで作成当時というところで、
0:46:47	そこについては今回記載をしないということとさせていただきます。以上です。
0:46:54	規制庁和気です。はい、わかりました。
0:46:59	あとですね、34 ページ。
0:47:03	台形マンホールマンホール圧損の計算適用する評価資本妥当性ってということで、
0:47:13	34

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	ページの下から2行目ですね図1のような周囲が自由支持されているマンホールカバーっていう説明があって、
0:47:27	出ず、
0:47:29	36ページの図を、
0:47:32	図の図を見ながら説明見ながらの説明だと思うんですけど。
0:47:40	まず図にですねちょっと部位の説明を加えていただきたいんですけど、
0:47:48	マンホールの管台とか、マンホール、
0:47:52	カバーとかですね。
0:47:55	いう。
0:47:58	まずその分、図に示して欲しいのとあと、
0:48:04	文章の説明で、周囲が10支持されているマンホールカバーっていう説明があるんですけど、ここが多分、
0:48:13	んとな、多分ないんでこの図と図だけですなそれまず部位がわかんないし、10Cとは何ぞやってというのがちょっとわかんなくて、
0:48:24	というところですね少しここは、
0:48:28	説明を
0:48:30	加えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。
0:48:36	承知いたしました。まず最初のご指摘についてですね、図1の中に、その各部位がわかるように記載を追加するということについては一緒です。
0:48:53	名前、名前を名称、追加をさせていただきます。
0:48:58	もう一つ自由CGの話についてですけれども、こちら回転の拘束がないというふうな認識をしておりますけれども、この形状で回転の拘束はないんですけれども、
0:49:12	それがわかるようにですね、記載の追記をさせていただければと思います。以上です。
0:49:19	規制庁日置です。
0:49:21	36ページの図で言うと上の板がここはマンホールカバーだと思うんですけど、それを、
0:49:35	先行だとあれですかマンホール押さえっていうした、下側のこの板とボルトでこう、
0:49:42	押さえでいて、
0:49:46	カバーにはそのガasketみたいなのがあってとか、そういう構造かなと思うんですけど、それで、今言われた回転自由っていうのは、
0:49:57	その構造からいって、どういうことを言っているのかちょっと、ちょっと私の理解不足で申し訳ないんですけど教えていただきたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:10	中国電力の高間です。
0:50:12	回転の自由というのはおっしゃる通りガスケットとかで押さえ押さえつけた時に ですね、直接、
0:50:20	その蓋と
0:50:23	マンホールの管台といいますかですね、直接物としてくっついているわけでは ないので、その回転、
0:50:29	については拘束されないというふうな認識をさせていただきます。以上です。
0:50:35	規制庁エキスはいわかりました。ちょっと文章の方も少し説明を追加していただ ければと思います。
0:50:44	それから、
0:50:46	46 ページの資料 12 の空気駄目のザッツに関わる解析評価なんですけど。
0:50:57	これで、ごめんなさい 49 ページのですね。
0:51:03	ちょっとこの説明がちょっとわかんなくて 3 ポツの評価内容。
0:51:09	野中の藤。
0:51:12	真ん中あたりに、ケース 1 が外圧のみで、ケース 2、
0:51:17	外圧プラス軸力、括弧圧縮でその軸力に注記がついていて、
0:51:25	それは
0:51:31	ゴルフた昇とマンホール酸化スケッチ調整を好むんで、締め付けを行うものでは ないことから、
0:51:41	運転時における軸力の評価は不要とする。
0:51:46	と書いてあるんですけど、
0:51:49	これはあれなんですかね。ちょっとケース 1、
0:51:55	が、
0:51:56	基本ケースで、これ。
0:51:59	ここについては軸力を、
0:52:02	考慮しませんとそれで、ケース 2 は、仮に軸力を、
0:52:08	考慮したバーいのケースっていうのはケース 2 であると。
0:52:14	そ、そういうことを言ってるんでしょうか。
0:52:19	中国電力のミナミダテです。ただいまの質問についてお答えいたします。頭脳 法ですね通し番号で 48 ページの図の 2-1 をちょっと見ていただければと 思うんですけども。
0:52:34	この図 2-1 のですね左側の図面、
0:52:38	ここでマンホール長さを書いてある部分があると思うんですけど、この横面に ですね、圧がかかる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:48	ここの横面だけに圧がかかるパターンというのがケース 1、外圧のみというものになっております。そしてケース 2 といいますのは、今のマンホール長さの横の部分から、
0:52:59	間の横から圧力がかかるのプラス、マンホール蓋がありますのでそこにも
0:53:06	空気ための内圧R3、内圧である 3.24MPaかかるんですけど、そこをプラスして考慮したのがケースになっております。
0:53:16	そしてケース 2 のところで、床名振ってあるのはですね、こちらにつきましては、先ほどの図 2-1 のところで、
0:53:28	マンホール蓋を抑えるために、
0:53:33	空気ための外からのブリッジというものでちょっと締め締め付けるといいますかマンホールを押さえる形になるんですけども、このブリッジの役割としては、マンホールの蓋の位置を決めるという役割でして、
0:53:49	ボルトでこう締め上げて、
0:53:51	押さえるというものではないと、あくまで位置決めするものだけだと、ということで、押さえる力については考慮しませんということで、タンク内側からの、
0:54:02	マンホール蓋にかかる圧力だけを考慮しますということを注記で書いてるものでございます。説明は以上です。
0:54:09	規制庁駅ですはい、わかりました。ちょっと私、誤解して読んでて、この軸力っていうのが締め付けをも含めたものだとちょっと思っていたので、
0:54:21	今の説明で理解しました。ただ、ちょっともう少しと、圧力だけ考えてるっていう、軸力に関してですね。
0:54:31	とかいう、
0:54:33	もう少し加えていただくと。
0:54:36	わかりやすいかなと思ったんですけど。
0:54:39	あのケースに関して、
0:54:43	中国電力ナミダテです。承知いたしましては、記載のほうを充実しまして、よりわかりやすいように修正したいと思います。
0:54:52	規制庁議決はいわかりました。あれですね、50 ページの図 3-1 を見ると軸力のところに外圧相当って書いてあるので、ちょっとこれを見れば、
0:55:02	わかったのかも、
0:55:05	わかるんですけど、ちょっと文案最初文章だけ読んじゃったので、ちょっと文章の方で結んでですね、
0:55:14	第Ⅱのことを書いてもらった方がよりわかりやすいかなと思います。
0:55:20	それと、これ、ちょっと 46 ページに戻って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:27	この資料のタイトルなんですけど、空気駄目の座苦痛に関わる解析評価って いうタイトルなんですけど。
0:55:35	このタイトルだけ見るとな、なんか空気駄目。
0:55:38	その容器の座屈の評価をしてるようにも思えてで、結局やってるのは、空気駄 目のその、
0:55:46	台形ん。
0:55:47	マンホール管台ですかこれの座屈評価をやってるので、
0:55:52	ちょっとタイトルはそうにした方がより、
0:55:56	中身がわかりやすいかなと思ったんですけど、ちょっとこれは、
0:56:01	検討。
0:56:03	どちらでも構わないのでちょっと。
0:56:06	検討をお願いします。
0:56:10	中国電力ミナミダテです。おっしゃる通り確かに題名だけですと空気駄目の座 屈空気で本体の座屈のように読めてしまうというところもありますので、
0:56:20	名称の方を検討させていただきます。以上です。
0:56:24	規制庁結城です。よろしくお願いします。私からは以上です。
0:56:36	はい、ありがとうございます。
0:56:38	お願いします。
0:56:41	規制庁ホリノです。3 番目の資料のNS通の、
0:56:49	. 301-05 のP、
0:56:53	の資料でお願いします。
0:56:56	そのの、
0:57:02	何ページ、6 ページですかね、6 ページの、
0:57:08	黄色は 6 ページのところの、
0:57:13	長期を除いたものについては設計建設規格に基づき評価を実施するって書いて あるんですけども。
0:57:21	ちょっとこれ、私の理解ができないので教えて欲しいんですけど、(4)で地震 は、
0:57:30	永国寺 501 号建設等に評価してたと思うんですけども。
0:57:37	ここで、状況除いたものについては設計建設規格に基づき評価を実施するっ ていうところが、どう結びつくのかちょっとわからないので教えていただけます か。
0:57:49	中国電力の鷹野です。
0:57:51	こちら、当社は設計建設規格表を用いて評価を行うということについてござ いますけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	文章の前段の方でお示しさせていただいている通り、
0:58:04	設置許可審査の中ですね、今回 6-1-8-1、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の中で、設置許可審査の時の評価を引用させていただいておりますけれども、
0:58:20	設置許可の時にですね、重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価として、
0:58:29	重大事故等時の使用条件に対して十分余裕を持った評価条件に対して、設計建設規格を用いて実施した結果がございます。
0:58:38	そのためですね今回工認の原子炉格納容器関連の強度計算書については、
0:58:46	こちらの設計建設規格を用いた評価結果というのを引用する箇所がございます。
0:58:52	で、
0:58:55	それ、それを除いたもの、それで足りていないといいますか、それ以外ですねところの原子炉格納容器の評価についてですけれども、原子炉格納容器としての資料統一を図るために、
0:59:09	こちらの評価についても設計建設規格を用いて評価するという方針と当社としてはさせていただいております。以上です。
0:59:17	規制庁これホリノですか。了解いたしました。
0:59:22	と、それから 7 ページの、
0:59:27	1 の、
0:59:28	下線部のですね、括弧原子炉格納容器を除くってなってるんですけど。
0:59:34	これ格納要求除く、市長が、
0:59:39	あるんでしょうかちょっと。大谷。
0:59:41	理解できないのでちょっと教えていただけますか。
0:59:49	中国電力の高間です少々お待ちください。
1:00:41	中国電力の鷹野です。こちらの記載についてですけれども、ちょっと一旦社内で確認した上で、記載の適正化を行わせていただければと思います。以上です。
1:00:52	規制庁ホリノ了解ちょっとよろしく願います。
1:00:57	とそれから、
1:01:06	6 番のNS数のホー028 の会議ゼロイチの方の資料なんですけども、
1:01:15	その通しページの 40 ページに、伸縮継ぎ手の、
1:01:22	伸縮量の表が、
1:01:24	ありますけど、これちょっとまだわかんないのか、5、
1:01:28	一番上の行が 5 期になってるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:32	これでBになってるんですけど。
1:01:35	これは、
1:01:37	号機っていうのは正しいのでしょうか。系統ではない。
1:01:51	中国電力の鷹野です少々お待ちください。
1:02:17	中国電力の中嶋です。ご指摘の記載の箇所ですけども、号機ではなくてご指摘の通りで、藤の方がおそらくちょっと正しいと思いますので、今所ちょっと社内確認いたしまして適切に記載。
1:02:29	研修生の検討いたします。以上です。規制庁沼津よろしくお願ひします。
1:02:34	それですね
1:02:36	等、
1:02:40	国交ねえ。
1:02:42	わからないのはですねこの移動量、伸縮量の
1:02:51	何の荷重なの結果なのか、熱果樹。
1:02:56	地震はどうかとかその辺がわからない話と、
1:03:01	どういうところにどういうふうについてる伸縮継ぎ手が見えないので、
1:03:08	できれば収縮量の配管がを出してるアイソメ。
1:03:14	で、新宿杉田がどうなってって、
1:03:17	そうすると
1:03:19	ちょっと方向に出るのとか。
1:03:22	X方向0なんだなってわかるので、愛サミットを添付して欲しいのと、
1:03:28	荷重はどうなってるのか。
1:03:31	と地震荷重は何かなさそうな気もするんで。
1:03:36	藤先生の評価の時には、地震も、
1:03:42	入ってるはずなんでその辺がよくわからないので、
1:03:45	もう少し資料を、
1:03:49	追加して欲しいんですけど、あと機器ノズルにしても
1:03:53	Δt がどのぐらいなのかというのも、記載がないので、その辺も含めてお願いしたいんですが、いかがでしょうか。
1:04:09	中国電力の鷹野です。ご指摘いただいた件についてですけども、各
1:04:17	伸縮量であったりと、
1:04:19	とか図を用いてですね、説明するといったところについて、記載の拡充を図らせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。
1:04:31	規制庁近野です。よろしくお願ひします。
1:04:36	それからあと、
1:04:37	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:46	ちょっとお待ちください。
1:05:10	失礼しました。33 ページ、表現だけの話なんですけど。
1:05:16	深井。
1:05:17	概要のところにてすねだ。
1:05:20	行目で、楕円形マンホールの強度計算。
1:05:25	括弧板厚計算に適用する。
1:05:28	実万と。
1:05:30	また適用する。
1:05:32	こと出てきてですね、ちょっと適用するがな。二つ重なってて、
1:05:37	全体的にちょっと文章がおかしいんじゃないかと思うので、見直された方がいいんじゃないかと思うんですが。
1:05:49	中国電力の高見です。ご指摘承知いたしました。適用するという記載が 2 回出てきていて、文章の繋がりが悪いと。
1:05:56	いうところがございまして、記載の適正化を行いたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。私の方からは以上です。
1:06:06	ありがとうございます。服部さん、いかがですか。
1:06:11	規制庁服部ですけど、私の方から特にありません。
1:06:17	はい、どうぞ。
1:06:19	規制庁の山浦ですけど、1 件だけちょっと。
1:06:23	教えていただきたいんですが、
1:06:27	3 番の資料です。
1:06:30	三番の資料の 29 ページ、2、
1:06:36	黄色でハッチングしたところがあるんですけども。
1:06:41	原子力格納施設の設計条件、
1:06:44	から始まる文章で、
1:06:46	ちょっといろいろ長々と書かれてるんですけどこれ、結局、
1:06:51	これ 65015 ではなくて設計、設計建設規格によるという。
1:06:59	ことを説明する文章ということでよろしいのでしょうか。
1:07:07	中国電力の高見です。ご認識の通りですね、こちらに、
1:07:12	黄色ハッチングで追加した記載につきましては、まずは設計建設規格を用いて評価する旨を追記させていただいたと。
1:07:21	その理由についてですね、先ほど説明させていただいた内容でございますけれども、
1:07:26	そちらについて、理由をあわせて記載をさせていただいたということになります。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:33	はい了解しました。それで、例えば原子炉格納容器の、
1:07:39	評価を行う上で設計建設規格と告示 5015 っていうのは、
1:07:47	具体的にその、
1:07:51	結果が違ってくるといことなんでしょうかなんかおんなじかなと思ってたんですけども、その付近はいかがでしょうか。
1:08:00	ご認識、中国電力の鷹野です。ご認識の通りですね実質的なところで相違はございます。
1:08:07	前後で許容値に対してですね、変わる可能性というのはあるんですけどもそちらについてはですねもう社内的な確認を行っております、告示等、設計建設規格の間で、
1:08:20	それがないことを確認しておりますのでその上でですね記載については、全体の統一を図るために設計建設規格というふうな記載をさせていただきます。いただいております。以上です。
1:08:32	はい了解いたしました。なんかちょっと長々と何か言い訳じみて説明されてるんで一体どういうことなのかなと思ってちょっとお伺いしました。私からは以上です。
1:08:45	はい。他にありますか。堀野さん。
1:08:51	本件だけ教えて欲しいんですけど、一応 3、6 番の資料の NS の方の 028 の甲斐ゼロイチの。
1:09:01	通しの 8 ページ 9 ページにですね重大事故所に対する荷重の整理表というのは、
1:09:09	あって
1:09:12	島根 2 号だと思ふん。
1:09:15	それ。
1:09:16	設計基準。
1:09:20	設計基準の方が、重大事故時の評価条件を上回るっていう、
1:09:26	ことはわかったんですけど、学校の要件は、
1:09:31	どんなどうなんでしょうか同じように、
1:09:35	設計、
1:09:36	先ほど、
1:09:39	設計条件の方が、
1:09:43	大きくなるんでしょうか。
1:09:54	中国電力の鷹野です。
1:09:57	本資料については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:01	クラス1 機器に関する補足説明資料となっておりまして原子炉圧力容器について、説明をさせていただいてる。
1:10:09	ところでございます。
1:10:10	原子炉格納容器につきましてはですね、SA条件をDB上、SA条件の評価というのは、一式やり直しております、
1:10:23	先ほどご説明させていただいた通り、設置許可審査の内容を引用する箇所というのはございますけれども、それと併せてですねステージの評価というのは今回実施してございます。以上です。
1:10:36	アクセンチュア堀野です。了解しました。どうもありがとうございます。私から以上です。
1:10:42	ありがとうございます。ほで、規制庁側から他になれば、私のもないので
1:10:52	方、
1:10:53	よろしいですかね。
1:10:55	中国電力の方から何かありますでしょうか。
1:11:07	中国電力の鷹野です。
1:11:11	本日の審査の中でですね、宇田川さんからご指摘ございました伸縮継ぎ手の計算のところですね、補足説明資料、NS2 報-028、ろ六つ目の資料の、
1:11:26	41 ページになりますけれども。
1:11:29	こちらについてですねNTBの記号がどのように使われているのかというご質問がございましてちょっと即答ができなかったんですけどもこちらについてはですね上の、
1:11:41	Lのところですね伸縮継ぎ手の長さがB×N。
1:11:46	ということでBとNの値を用いて算出しているということをご説明をさせていただければと思いました。以上です。
1:11:59	わかりました。それではすみませんちょっと見落としていましたので
1:12:06	コメントは残さなくて大丈夫です。以上です。
1:12:15	はい。
1:12:16	阿部。
1:12:19	では他になれば本日のヒアリングこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
1:12:30	中国電力の鷹野です。こちらからも特にございませんので。はい。問題ございません。以上です。はい、ありがとうございます。では本日のヒアリングこれで終わります。お疲れ様です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。